

前納報奨金制度

■固定資産税の前納報奨金制度

固定資産税は、納期が第1期（5月）から第4期（2月）までの4回となっていますが、第1期の納期限内に第2、3、4期分までの全期分を納付された場合に限り、「前納報奨金」の交付が受けられます。

通常、この報奨金は納付される際に、直接税金から差し引いた方法で納めることにより交付され、報奨金交付額は100円単位（100円未満切捨て）で限度額3万円となります。

ただし、市税等に未納がある場合には、報奨金の交付は受けられません。（右図参照）

■前納納付の方法

現金納付の方は第1期納期時に〔第1期分〕と〔全期前納分〕の納付書を送付しますので、どちらかを選択して期限内に金融機関か支所窓口で納付してください。

口座振替を希望される方は『口座振替申込書』により前納・期別に○印を付し、貴方の口座の金融機関等に申し込んでください。通常、1か月後から自動引落となりますが、第1期の納期2か月前までに手続きをお願いします。

すでに口座振替お申し込みの方は、前回と同じ振替方法となります。前納・期別を変更される場合には、同様に『口座振替申込書』により手続きをお願いします。

■住民税（市県民税）の前納報奨金制度の廃止

平成18年度から住民税（市県民税）の前納報奨金制度は廃止になりましたが、全期分の前納納付は可能ですので、年4回に分けての納付がご面倒な場合などは前納で納付していただけます。

【前納報奨金の計算方法】（固定資産税）

2期以降の各期別納付金額^(注1) [A] × 0.3% × 前納月数^(注2)

(注1) 通常、第2期以降の各金額は同額となり、第2期の税額が[A]となる。

(注2) 前納となる月数は15か月です。

(下表参照・1か月未満の端数は切り捨て)

	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	日	1~31	1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~31	1~31	1~28
第1期 5月末	0	納期									
第2期 7月末	1		1	納期							
第3期 12月末	6		1	2	3	4	5	6	納期		
第4期 2月末	8		1	2	3	4	5	6	7	8	納期
合計 月数	15										

【計算例】

年税額 123,400円の場合

- 第1期（5月）33,400円
- 第2期（7月）30,000円
- 第3期（12月）30,000円
- 第4期（2月）30,000円

30,000円 × 0.3% × 15か月（前納となる月数） = 1,350円

★交付前納報奨金 ⇒ 1,300円

※年税額12,000円未満は報奨金額が100円未満となり交付金0円
※第2期の金額が667,000円以上は報奨金額が限度額の30,000円

問い合わせ

税務課 ☎ 65-0682 FAX 63-4574

男女雇用機会均等法が
変わります

平成15年4月1日

スタート

主な改正ポイント

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- ① 男性に対する差別も禁止
- ② 禁止される差別が追加・明確化
- ③ 間接差別の禁止

2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効

3 セクシュアルハラスメント対策

男性に対するセクシュアルハラスメントも対象

4 女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制緩和

問い合わせ

商工観光課

☎ 65-0710

FAX 63-4087

滋賀労働局雇用均等室

☎ 077-523-1190